

# Q & A

## よくある質問



**Q** どんな農地でも借りてもらえますか？

**A** 機構が借り受ける農地は、  
①農地として利用できること  
②権利関係に問題がないこと  
③貸付の可能性が見込まれる農地  
であること等です。

**Q** 貸した農地は戻ってきますか？

**A** 貸借期間終了後、  
確実に出し手に戻ります。

**Q** だれでも農地を借り受けできますか？

**A** 受け手の登録申請を行い機構ホームページで公表された方が対象で、受け手の農業経営の状況や地域で合意された人・農地プランの内容等を考慮しながら貸付先を決定していきます。

**Q** 契約期間は何年ですか？

**A** 受け手の経営安定のため  
原則10年以上としています。

**Q** 契約期間中に賃料の変更や解約は  
できますか？

**A** 出し手、受け手双方が合意すれば  
可能です。

**Q** 出し手死亡により相続が発生しました。  
貸借はどうなりますか？

**A** 相続が発生しても貸借は相続人に  
承継され、機構を通じた農地貸借は  
継続されます。

**Q** 農地が受け手から契約期間の途中に  
返された場合は？

**A** 新たな受け手が見つからない場合、  
機構が2年間農地を管理します。

**Q** 相続未登記や共有農地は貸し付け  
可能ですか？

**A** 共有名義人の持ち分の過半の同意が  
あれば機構への長期貸付が可能です。

## お問い合わせ

県北地区農地集積推進員

TEL.0294-33-8772  
常陸太田合同庁舎3F 県北農林事務所駐在

県央地区農地集積推進員

TEL.029-231-6560  
水戸合同庁舎3F 県央農林事務所駐在

県南地区農地集積推進員

TEL.029-823-5633  
土浦合同庁舎3F 県南農林事務所駐在

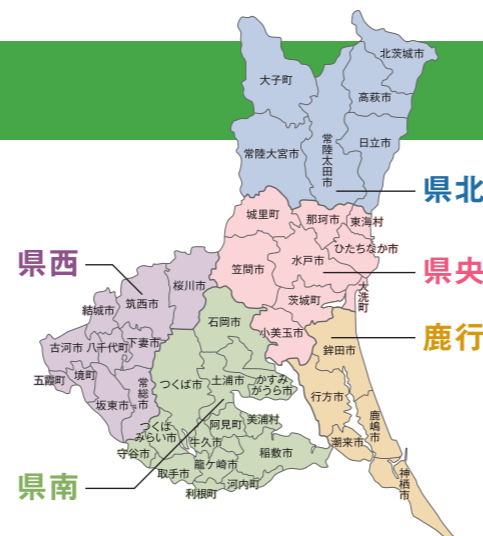
お問い合わせは、各地区の農地  
集積推進員又は、農地の所在  
する市町村担当窓口まで。

鹿行地区農地集積推進員

TEL.0291-32-6272  
鉾田合同庁舎2F 鹿行農林事務所駐在

県西地区農地集積推進員

TEL.0296-48-8225  
筑西合同庁舎5F 県西農林事務所駐在



# 農地中間管理事業を活用して 皆さんの農地を 活かしましょう！

農地を貸したい

農地を借りたい



担い手へ農地の集積をすすめます

## 茨城県農地中間管理機構 (農地バンク)

公益社団法人 茨城県農林振興公社

TEL.029-350-8687

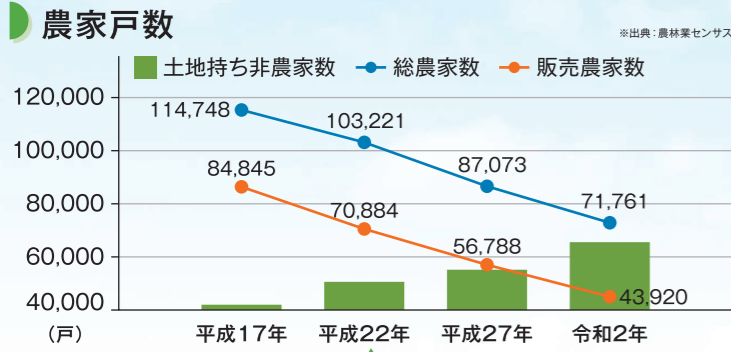
〒311-4203 水戸市上国井町3118-1

<https://www.ibanourin.or.jp/kanri/>

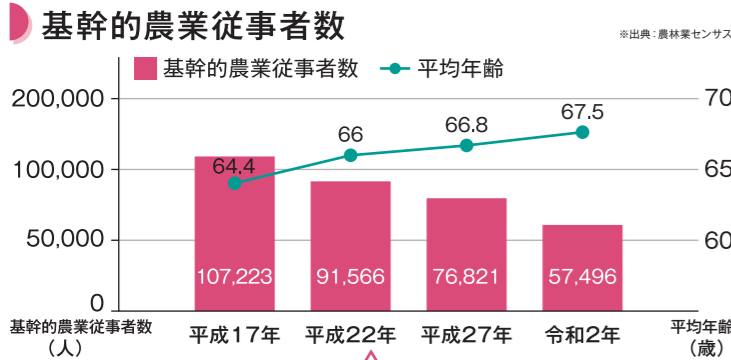




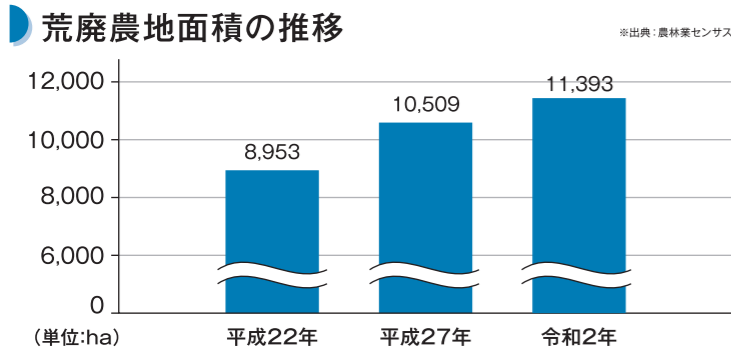
# データで見る茨城県の農業の現状



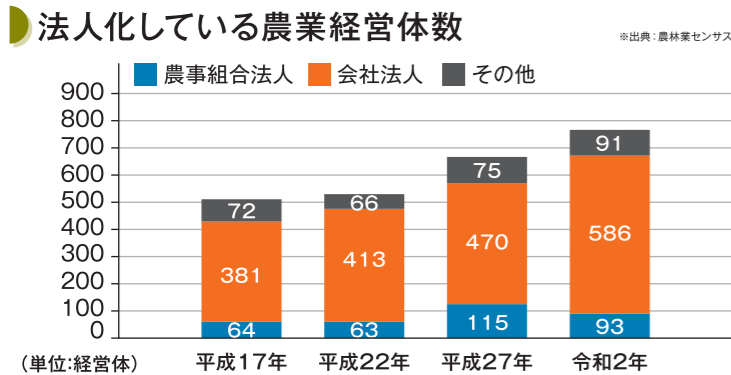
総農家数、販売農家数ともに年々減少しています。一方、土地持ち非農家数は年々増加しています。



基幹的農業従事者数は年々減少しており、高齢化が進行しております。



荒廃農地が増加しており、農地の有効活用が課題となっています。



法人化している経営体数は増加傾向にあります。

# 農地中間管理事業のしくみ

## 出し手

- 規模縮小
- 経営転換
- 農地相続でお困りの方



貸付

### 農地を貸すメリット

- 貸付期間満了後、農地は確実に出し手に戻ります。
- 貸付期間満了後、継続して貸付することもできます。
- 設定した地代は機構から確実に支払われます。
- 相続税、贈与税の納税猶予措置が継続されます。

## 〈農地を貸したい〉

1 貸付希望の申出	貸付希望の方は、市町村の農政担当窓口までご相談いただき、「貸付希望申出書」を提出してください。
2 農地状況の確認	貸付希望農地の状況(現状、面積、権利関係、希望賃料等)について、確認させていただきます。 ※確認の結果、借り受けできない農地もあります。
3 借受手続	機構の定める基準により、借り受けが可能となった場合、機構が借り受けるための手続を行います。 ※具体的な貸付期間や賃料等の諸条件について協議します。
4 農地中間管理権の設定(借受)	市町村における「農用地利用集積計画」の公告により、機構での農地中間管理権(借受)が設定されます。

## 茨城県 農地中間管理機構 (農地バンク)

### 借受と転貸

市町村・農業委員会と連携し農地の集積・集約を進めます。

受け手にまとまりのある形で農地を利用できるよう貸し付けます。

簡易な条件整備を行います。(受け手の要望により)

貸付 (転貸)

## 〈借り受ける農地の基準〉

- 市街化区域以外の農地
- 再生作業が著しく困難な遊休農地ではないこと
- 当該農地の地域に十分な借り受け希望者が確認できること
- 農用地利用の効率化、高度化の促進につながる農地であること
- 開発して農地又は農業用施設に利用することが適当な土地

### 確認事項

- 自己所有農地ですか?  
(相続手続きが済んでいない農地については、権利者の同意が必要です。)
- 土地改良区賦課金の滞納はありませんか?
- 農地に賃借権等の権利を設定していませんか?
- 大型農業機械が通行可能な進入路(概ね2.5m)が確保されていますか?
- 隣接地との境界が明確ですか?  
(畑の場合、隣接地との境界等の確認を行います。)

※機構の借受期間は、原則として10年以上とします。  
※15年以上の借受期間を設定した農用地等については、「土地改良法第87条の3第1項」の土地改良事業が行われることがあります。  
※機構が借受後、2年間経過しても借受希望者が見つからない場合は、出し手に返還することになります。  
※出し手・受け手のマッチングが整っている場合には集積計画のみで賃借権等の権利を設定することができます。(集積計画一括方式)

## 受け手

- 規模拡大
- 農地の集約化
- 新規参入をお考えの方



### 農地を借りるメリット

- 長期の借入期間により(原則10年)安定した営農が可能です。
- 分散した農地の集約化が可能となり作業効率や生産性の向上につながります。
- 地代は機構にまとめて支払っていただき、機構が受け手へ個別に支払います。
- 耕作ができなくなった場合、機構が次の受け手を探します。

## 〈農地を借りたい〉

1 借受希望申込	借受希望の方は、借りたい農地が所在する市町村の農政担当窓口までご相談いただき、「借受希望申込書」を提出してください。
2 借受希望者の公表	借受希望された方の氏名、借受希望内容を公社ホームページで公表いたします。 (農地を借りるためには公表される必要があります)
3 農地のマッチング	貸付期間や賃料等の諸条件について調整のうえ、借受希望内容に適合する農地について、貸付(転貸)に向けたマッチングを行います。
4 賃借権等の権利を設定	機構が「農用地利用配分計画」を作成し、県の公告によって受け手に賃借権等の権利が設定されます。